

## (1) ふれあい絆・活サロン活動の区内全域での展開

### 【現状と課題】

- 「ふれあい絆・活サロン」は、町会・自治会など住民と民生委員児童委員などが運営を担い、地域の子育て世代、同じニーズを抱えた人々、そして特に高齢者にとって、地域の中で見知った人が世話役となることにより安心感があり、地域の中の居場所となっている。そして困った時には、毎月活動に参加している地域包括支援センター等の専門機関によって、その場で相談にのることができる機能を持っている。
- 高齢者や障がいのある人のなかには、困ったことがあっても、行政の相談窓口まで行くことができない人もいるが、サロンに参加することで、解決することも多い。
- 荒川区では平成23年度より「高齢者みまもりネットワーク事業」がスタートしたが、サロンは対象者を発見し事業に登録する窓口の一つとしての機能も果たしている。
- 社会福祉協議会は「ふれあい絆・活サロン」を核に、町会・自治会、民生委員児童委員、高年者クラブ、ボランティア、商店街、企業、大学、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション等による緩やかな見守り・支えあいのネットワークが機能するように、地域コーディネーターを配置して各関係者との調整や相談対応を行っている。
- サロンの運営には、「歳末たすけあい地域福祉募金」の地域福祉活動費が使われており、経費面でも地域の人々の善意が、地域福祉の推進に生かされている。また、主催する町会・自治会、商店街によっては、会場費やお茶やお茶菓子が提供されたり、参加者から参加費を集め、運営費にあてているサロンもある。
- 平成23年度に実施したサロンへのアンケート調査では、「サロンに参加して地域で変わったことは何か」という問いに「ご近所と話をするようになった」という回答が最も多く、第2位は「ご近所のことを気にするようになった」であった。
- ふれあい絆・活サロンの活動は平成24年度末で43か所となり、119の町会・自治会のうち61団体が活動に取り組んでいる。そうした中で「ふれあい絆・活サロン」の存在や活動が近隣地域の住民へも広まり、この間「私の町会でもサロン活動を行いたい」という声が徐々に聞かれるようになってきた。
- サロンの参加者からは「健康についての話が聞きたい」という声が最も多く、地域住民の健康に対する関心の高さが明らかになっている。また、サロン参加者の中には、介護保険を利用していないが実態として要支援や要介護状態に近い人々が存在する。そのため、サロン活動の内容や頻度等について再検討し、介護予防も含め健康づくり機能を重視した活動スタイルへの転換も重要となっている。
- 平成24年度末のサロン実施状況（サロンの実施数 43か所）
  - ・地区別サロン34か所 南千住5、荒川6、町屋4、尾久10、日暮里9か所
  - ・子育てサロン4か所 ・テーマ別サロン5か所
  - ・サロン参加者の延べ人数の推移

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
5, 315名	7, 182名	8, 478名	10, 715名	12, 783名

## 【事業の方向】

地域住民の「私の地域にもサロンを」という声をもとに、社会福祉協議会が調整役を担い地域の様々な団体・機関等の思いや役割の共有化・ネットワーク化を図り、住民自身が運営に携わる「ふれあい粋・活サロン」を区内全域に設置する。サロンが地域の核となり、ふれあいの場として機能するほか、見守りや支え合いをすすめる役割を果たす。

また、毎週開催、健康づくりプログラムを取り入れた介護予防型「ふれあい粋・活サロン」づくりに住民とともに取り組み、介護予防・健康づくりのニーズに対応していく。

## 【具体的な事業】

- ① 町会・自治会、民生委員、高年者クラブ、福祉・コミュニティ施設運営者、ボランティアなど地域活動の中心的な役割を担う人々と一緒に、「ふれあい活・粋サロン」を新たに設置する。
- ② 様々な課題を抱える人々のニーズ発見の場として、また解決に向けた支えあいの場としての機能をもつ、課題解決型「ふれあい粋・活サロン」へとサロン活動の深化をめざす。
- ③ 介護予防型「ふれあい粋・活サロン」を、地区別サロン発展型としてモデル実施する。モデルサロンについて地域住民とともに検証し、各地域で順次展開を図る。
- ④ 地域で特技をもったボランティアや保健医療の専門家の協力により、サロン活動で利用できるメニューを豊かにし、各サロンへの情報提供や実施協力を行う。
- ⑤ サロン運営等について情報交換を行う地域別交流会を開催する。サロン担い手が地域ぐるみでの見守り活動や支えあい活動に取り組んでいる先進事例等を学ぶ機会をつくる。

## 【年次計画】

事業目標	25年度	26年度
○地区別サロンの新規設置 24年度末 34か所 目標 62か所	○地区別サロン 新規設置 7か所	○地区別サロン 新規設置 6か所
○介護予防型サロンの設置 24年度末 0 目標 8か所	○介護予防型サロン モデル地域 1か所	○介護予防型サロン 新規展開 2か所
○その他サロン 24年度末 9か所 目標 10か所	○テーマ別サロン 新規設置 1か所	26年度計 8か所 合計 60か所
合計 43か所 目標 80か所	25年度計 9か所 合計 52か所	
○活動メニューの企画・提供	○活動メニューの企画・提供	○活動メニューの企画・提供
○地域別交流会の開催	○地域別交流会の開催	○地域別交流会の開催
27年度	28年度	29年度
○地区別サロン 新規設置 5か所	○地区別サロン 新規設置 5か所	○地区別サロン 新規設置 5か所
○介護予防型サロン 新規展開 2か所	○介護予防型サロン 新規展開 2か所	介護予防型サロン 新規展開 1か所
27年度計 7か所 合計 67か所	28年度計 7か所 合計 74か所	29年度計 6か所 合計 80か所
○活動メニューの企画・提供	○活動メニューの企画・提供	○活動メニューの企画・提供
○地域別交流会の開催	○地域別交流会の開催	○地域別交流会の開催

### (2) 地域における課題を把握し解決に結びつけ、孤立した人をつくらない地域ネットワークの構築

#### 【現状と課題】

- 荒川区では平成25年4月1日現在高齢化率が22.3%となり、23区において5番目の高さである。
- 要介護状態の親と同居する単身の息子、娘の世帯は、仕事をしながらの介護、あるいは介護のために離職せざるを得ないような状況のなかで、地域とのつながりが希薄のため孤立し、身近な場に相談をする人がいないことにより、さらに問題を深刻化させる可能性がある。
- 65歳未満であっても単身世帯で近隣とのつながりがない場合では、急病などで日常の暮らしに支援が必要になっても、SOSをだすににくいと共に、公的なサービスを受けることが難しい状況がある。
- 新たに荒川区に転入する子育て世帯が増加しているが、地域とのつながりがもちにくく、まわりに頼れる人もいないため、孤立した生活になり育児への不安などを抱えやすい。
- 荒川区の特徴として、町会や自治会などの地縁組織が活動を継続し、地域行事を実施するなど地域コミュニティとして一定の役割を果たしている。しかし、この間再開発の進展、マンションの増加、ミニ開発や住居の建て替えなどが進み、新たな住民の転入などにより、古くからあった人々の繋がりも弱くなっている。
- 一方行政の施策として、高齢者の介護や相談機関として地域包括支援センターが、高齢者を地域で見守りを行うために高齢者みまもりステーションが、南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里の5地区に設置されている。平成25年度にはさらに、尾久と日暮里を東西に分けて計7地区の拠点整備が予定されている。また、虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や保護については、こども家庭支援センターを核に「要保護児童対策地域協議会」が設置されると共に、予防するための地域の子育て支援のネットワークづくりを、こども家庭支援センターと社会福祉協議会との協働で取り組んでいる。
- 社会福祉協議会では、「人々の繋がりをつくる」「高齢者の見守りをすすめる」ことを目的に、平成15年度から「ふれあい絆・活サロン」（以下「サロン」）事業に取り組み、24年度末までに43か所のサロンが設置されている。「サロン」では、町会・自治会や民生委員児童委員、高年者クラブ、ボランティア等が中心に活動し、小地域でのコミュニティの場を形成するとともに、「繋がり」「見守り」などのネットワークとして機能している。
- 高齢者、障がいのある人、子育てという縦割りをなくし、地域から孤立しがちな人々が抱える課題や困った時SOSを出せない人々の存在を把握し課題を解決するために、地域住民、ボランティア団体、専門機関、行政等、地域に係わる関係者がそれぞれの立場と役割を持って連携し合う、新たな地域ネットワークの構築が必要である。

#### 【事業の方向】

地域とのつながりをもたず、行政の相談支援の機関などにもつながっていない高齢者、障がいのある人や子育て中の親子、単身者などの場合、困った時にSOSを発信することができず、自らの生活課題の解決に向けて行動を起こしにくい現状がある。地域住民が、相談・支援が必要な人の情報をつかみ、関係機関と連携して支援に結び付けていくことができる地域のネットワークが必要となっている。

そのため、町会・自治会や高年者クラブ、民生委員児童委員など地域の人々により展開されて、身近な地域の情報拠点ともなっている「ふれあい絆・活サロン」を核に、関係機関をも網羅した新たな地域ネットワークをつくることにより、地域から孤立を防ぎ、様々な課題

を抱えた高齢者、障がいのある人、子育て世帯、単身者などの抱える問題をより早く気づき、相談・支援を受けられるようにしていく。

**【具体的な事業】**

- ① 南千住・荒川・町屋・東尾久・西尾久・東日暮里・西日暮里の7つの地域ごとに、地域福祉ネットワーク会議を設置する。
- ② 地域福祉ネットワーク会議は、ふれあい絆・活サロンを構成している町会・自治会、高年者クラブ、民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティア等を核に、地域の様々な団体及び地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、行政など関係機関により構成する。
- ③ 地域福祉ネットワーク会議では、定期的に地域の状況について情報交換を行い、対応に急を要する課題を抱えている人の情報がキャッチされた場合には、担当する機関に情報をあげるとともに、ネットワーク会議として住民の協力による支援方策の検討を行う。
- ④ 地域の見守り力を強化するため、見守りサポーター研修を「ふれあい絆・活サロン」の担い手等を対象に実施する。
- ⑤ 地域福祉ネットワーク会議の設置についてはモデル地域を設定し、そこでの実績を踏まえ全域への拡大を図る。
- ⑥ 地域福祉ネットワーク会議を運営し、地域課題への対応にあたって関係機関や住民間での調整を行うとともに、地域福祉ネットワーク会議の核となるふれあい絆・活サロンを推進していくため、地域コーディネーターの配置を進める。

**【年次計画】**

事業目標	25年度	26年度
○地域福祉ネットワーク会議のモデル実施 1地区 ○地域福祉ネットワーク会議の各地区設置 6地区 ○見守りサポーター研修の実施 ○地域コーディネーターの配置	○先進地区の事例調査  ○地域コーディネーター 常勤 1名 非常勤 1名	○モデル地域 1地区  ○見守りサポーター研修の実施 ○地域コーディネーター 常勤 1名 非常勤 1名

27年度	28年度	29年度
○ネットワーク会議 新規設置2地区 合計3地区 ○見守りサポーター研修の実施 ○地域コーディネーター 常勤 2名 非常勤 1名	○ネットワーク会議 新規設置2地区 合計5地区 ○見守りサポーター研修の実施 ○地域コーディネーター 常勤 2名 非常勤 2名	○ネットワーク会議 新規設置2地区 合計7地区 ○地域コーディネーター 常勤 2名 非常勤 2名

### (3) 地域ぐるみでの子育て支援の拠点「おもちゃ図書館子育て交流サロン」の拡充

#### 【現状と課題】

- 荒川区では南千住東部地域（汐入地域）での再開発をはじめ、駅前再開発や主要道路沿いのマンション建設が進み、子育て世代の転入により乳幼児人口が増加している。0歳から4歳までの人数で比較すると、平成15年1月では総人口の3.76%7,073人であったが、平成25年1月には4.20%8,676人へと増えている。
- マンションやミニ開発など新たに建設された住宅に転入した子育て世帯は、地域とのつながりがなく孤立したなかで子育てする状況が想定され、ふれあい館（ひろば館）や子育て交流サロンが親子での遊びや交流、情報交換の場となり、ほっと一息つくことができる居場所となっている。
- 子育て交流サロンは現在12カ所に設置されており、子ども家庭支援センターや保育園等へ併設されているサロンが9カ所、地域や商業施設に設置されているサロンが3カ所となっている。サロンの設置地域をみると、保育園への併設が多いため、南千住地区、荒川地区、尾久地区の隅田川沿いに配置が集中しており、町屋地区、尾久地区の都電の線路より南側、日暮里地区の多くが空白地域となっている。
- 子育て交流サロン「みんなの実家」は、首都大学東京と助産師会、地域ボランティアグループで運営されており、ひとり暮らしの高齢者宅を借り、実家に帰るように気軽に利用し母乳ケアや専門相談も受けられ、子育て中の親達の居場所となっている。また、産後の不安を抱える親子へ戸別訪問し支援する「35(産後)サポネット」の事業も実施。支援を受けた親が次のボランティアを担うなど、循環型のボランティア活動が実現している。
- 社会福祉協議会が運営している2か所の子育て交流サロンは、商店街や商業施設の中にあり気軽に立ち寄れる環境であること、おもちゃ図書館機能を持つことにより遊びの範囲が広がること、ベビーミュージックなどの行事が組まれるほか相談機能が充実していること、トイドクターや手づくりおもちゃのグループをはじめ、サロンの運営に様々な世代のボランティアが参加して幅広い活動を行っていることにより、多くの親子に利用されている。

おもちゃ図書館子育て交流サロン利用者数

	22年度	23年度	24年度
荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン	7,619名 243日	6,686名 246日	7,787名 247日
おぐぎんざ子育てサロン	988名 44日	1,093名 48日	1,466名 50日
汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン	1,503名 73日	9,686名 283日	9,605名 282日
合計	10,110名 360日	17,465名 577日	18,858名 579日

- 安心して子育てできる環境を整備することは荒川区における重要な課題であるため、今後町屋地区、尾久地区、日暮里地区など現在子育て交流サロンのない地域へのサロンの設置が求められている。

## 【事業の方向】

町屋地区、尾久地区、日暮里地区など子育て交流サロンのない地域に、子育て世代の親子が地域で安心して遊び集える居場所、そして同年代の親子との交流や地域とのつながりをつくり、子育てに関する相談が気軽にできるよう、「おもちゃ図書館子育て交流サロン」を設置し、多世代のボランティアの参加による地域ぐるみの子育て支援機能の充実を図る。

また、商店街の空き店舗等民間施設を活用して設置することにより、子育て世代が利用しやすいとともに、まちの活性化へ寄与できることもあわせてめざす。

## 【具体的な事業】

- ① サロンの空白地域となっている、町屋地区、尾久地区、日暮里地区に、それぞれ1か所「おもちゃ図書館子育て交流サロン」を設置する。
- ② 現在設置している2か所の「おもちゃ図書館子育て交流サロン」が商店街や商業施設内にあり、利用しやすく好評なことを踏まえ、新たに設置する場所は商店街の空き店舗など民間施設の活用を検討する。
- ③ 老若男女、様々な世代のボランティアの参加によりサロンを運営し、子育て中の親子と地域の人々との交流の拠点とする。
- ④ 子育て交流サロンは、乳幼児をつれて気軽に参加できるように、住居地近くに数多く設置されていることが理想であるため、常設の拠点以外に、地域の協力を得て出張サロンの設置を検討していく。

## 【年次計画】

事業目標	25年度	26年度
○地域調査の実施  ○おもちゃ図書館子育て交流サロンの設置 24年度末 2か所 目標 5か所 ○出張サロンの検討、実施	○各地域の子育て支援施設やサロン設置可能場所の調査	○サロンの設置 新規設置 1か所 合計 3か所
27年度	28年度	29年度
○サロンの設置 新規設置 1か所 合計 4か所 ○出張サロンの検討、実施	○サロンの設置 新規設置 1か所 合計 5か所	○出張サロンの検討、実施

### (4) 「にこにこサービス」を新たな地域支えあい活動として新展開

#### 【現状と課題】

- 平成24年4月に介護予防の促進等を内容として介護保険制度が改正され、介護・家事援助について、地域の介護保険外のサービスのより一層の導入が求められるようになった。現在にこにこサービスの利用会員、相談件数・時間は増加傾向にあり、平成24年度末の利用会員数は前年度比38名増の303人となっている。家事援助サービスの件数は、前年度比182件増の596件、利用時間では215.5時間増の823.5時間に増加している。
- 近年、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加したり、マンション住まいや小規模開発の住宅の増加などにより、近隣とのつながりが希薄になるなど高齢者が暮らす周辺環境に大きな変化が出てきている。そのため、以前は家族が近隣の助け合いの中で簡単に解決されたようなことが日々の生活の中で大きな問題になっている。
- 例えば、一人暮らしの高齢者からは、高い所にあるものの上げ下ろし、簡単な家具の移動、入院中における自宅からの荷物の運搬、ペットの餌やりなど様々な要望を寄せられているが、現行のにこにこサービスのシステムでは対応が難しい状況がある。
- にこにこサービスの利用にあたっては、頻度、サービス内容に関係なく、月会費500円（3か月分1,500円を前納。年間6,000円）が必要となっている。会費は、会員サービス事業（研修会・講習会、懇親会、情報紙発行など）の財源となっている。
- 月会費とは別に、サービス内容により異なる1時間750円から850円の利用料が必要である。この利用料は、協力会員の活動費となる。
- 社会福祉協議会の会員（正会員1,000円、特別会員2,000円以上）であっても、にこにこサービスを利用するには別途会費を払う必要があり、改善の要望がでている。

#### 【事業の方向】

家族構成、住環境の変化等を踏まえ、にこにこサービスの役割を介護保険の補完的サービスから脱却し、高齢者や障がいのある人も含めすべての住民に、日常生活の中で生じる様々な支援を要する状況に対して、住民相互の協力により支えるシステムとする。そのため、これまで範囲外としていたニーズに対しても極力対応していけるように努め、必要に応じ柔軟迅速な対応を図っていく。活動では「お互いさま」や「ありがとう」の気持ちが会員相互に介在するようコーディネーターが働きかけていくとともに、「あってよかった」と思われる新たな地域支えあいシステムを目指す。

このような「地域支えあいシステム」は社会福祉協議会の本来的な事業として位置づけることができるため、社会福祉協議会の会員制度との連動を図る。

#### 【具体的な事業】

- ① これまでの中心的な事業である家事援助や介護・見守りの活動に加え、入院中のペットの餌遣りや預かり、入院中や外出中の留守宅の掃除や荷物の運搬、入院先での洗濯・買物な

ど、これまで対象外としていたニーズや限定的に対応していたニーズにも広く対応し、総合的なサポートのシステムとする。

- ② 電球の交換、家具や荷物の移動など30分程度で終了する簡単な単発的なニーズに対応できる新たなシステム、「ちょこっとサポート（仮称）」を新設する。
- ③ 月額500円で3か月分（1,500円）前払い（年間6,000円）である現在の会費を改訂し、年会費2,000円とし入会しやすくする。またこの事業を社会福祉協議会の基本事業と位置付け、社会福祉協議会の特別会員や団体会員（年会費2,000円以上）であれば、別途会費を支払うことなく必要な場合には利用できるように、双方の会員制度の連動を図る。
- ④ 広範なニーズに即応していくためには、より多くの多様な協力会員の確保が必要となる。そのため、PTAをはじめより広く協力会員の募集を行うとともに、各種趣味のサークルや動物愛護の団体等が協力会員として登録し活動できる「団体協力会員」のシステムを導入する。
- ⑤ 「サービス」という言葉からは、権利・義務関係が連想されがちである。有償制ではあるものの「住民相互の支えあい活動」が事業の趣旨であるため、名称を『にこにこサポート』に変更する。

#### 【年次計画】

事業目標	25年度	26年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○サポートメニューの拡大</li> <li>○新たなシステム「ちょこっとサポート」の開始</li> <li>○会員・会費制度の見直し</li> <li>○協力会員の確保・拡大</li> <li>○「にこにこサポート」の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たなメニューの検討</li> <li>○「ちょこっとサポート」システムの検討</li> <li>○新たな会員制度の検討 利用会員への周知</li> <li>○新たなメニューに対応できる 協力会員の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「にこにこサポート」の開始</li> <li>○「ちょこっとサポート」の開始</li> <li>○新会費制度の開始 社協会員への周知</li> <li>○新規協力会員の募集、団体協力 会員の新設</li> <li>○新たな「にこにこサポート」の PR</li> </ul>
27年度	28年度	29年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○新しい会員制度への完全移行</li> </ul>		



### (1) 在宅で安心して暮らせるための支援策の充実

#### 【現状と課題】

- 「地域福祉権利擁護事業」は、判断能力が弱り生活に不安を抱える方に対して、福祉サービスの手続きや日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う事業である。
- 「成年後見制度」は、認知症や障がい等により判断能力が不十分になった時に、自分の権利や財産を侵害されずに、後見人が本人に代わって法的に支援していく事業である。
- 地域福祉権利擁護事業の平成24年度の相談件数は、契約前の相談633件、契約後の継続支援相談1,384件、計2,017件であり、地域福祉権利擁護事業の利用者（契約者）は、平成23年度74名、平成24年度78名と増加している。また、障がい（精神・知的）の方の相談も増加している。利用者の比率（高齢対障がい）は、平成23年度（64人対10人）、平成24年度（63人対15人）と、障がいのある人の利用が増加している。
- 成年後見制度は、親族による支援が難しくなっているなかで必要性が高まっている制度であるが、制度の周知が十分でないこともあり利用が進まない現状がある。社会福祉協議会では、成年後見制度の普及・啓発、相談事業を実施するほか、法人自体が後見人となる「法人後見」を4件受任している。
- 親族後見や専門職後見、法人後見のほか、後見人のすそ野を広げていく趣旨から、住民が後見人となる「社会貢献型後見人」の養成もすすめられている。現在、地域福祉権利擁護事業の生活支援員2名が区の推薦を受け養成講習を受講し、社会貢献型後見人として荒川区に登録している。社会貢献型後見人が活動するためには社会福祉協議会が後見監督人を行うことが条件となる為、法人後見業務を行い、後見監督人として必要なノウハウを得ていく必要がある。

つ

#### 【事業の方向】

高齢者や障がいのある人が一人で生活することが難しくなっても地域で暮らし続けられるためには、「地域福祉権利擁護事業」「成年後見制度」について理解を広め、それらの活用を促進していく必要がある。

地域福祉権利擁護事業は利用のニーズは高いため、支援を実際に担う区民の生活支援員を確保していくことにより、利用者との契約に基づき増加を図っていく。

成年後見制度については、制度のPRや具体的な相談を重ねていくことで周知を深めていくことが重要である。また、社会福祉協議会が後見人として受任することにより、対象者のサポートがよりスムーズにできる場合があり、そうしたケースについては、積極的に法人後見に取り組んでいく。

#### 【具体的な事業】

- ① 地域福祉権利擁護事業の利用者を増やす上で、実際に利用者をサポートする生活支援員を増やすことが不可欠である。公務員OB、民生委員OB、ボランティアなどの中から、地

域福祉権利擁護事業に関わる生活支援員に相応しい方の登録を勧めていく。

- ② 高齢者の成年後見制度の利用に比べ、障がいのある人の成年後見制度の意義や必要性の理解が進んでいないため、啓発事業や講座、具体的な相談などに力を入れていく。
- ③ 社会福祉協議会がこれまで法人後見人として受任したケースは、区長申立による一人暮らし高齢者が中心であるが、今後地域福祉権利擁護事業や緊急事務管理の利用者など生活状況等を十分把握している対象者や、社会福祉協議会が行う障がい者福祉サービスや通所施設の利用者等で、利用者の生活歴を把握しており家族とも関係づくりができていく人については、社会福祉協議会が後見人となることで、必要な福祉サービスのコーディネートを含め十分なサポートが可能となることが想定されるため、法人後見を受任していく。
- ④ 社会貢献型後見人養成研修修了者の活動の場として、社会福祉協議会が法人後見を行う時に後見支援員として一緒に取り組んでもらうこととし、社会福祉協議会が法人後見を拡大する態勢整備を図るとともに、社会貢献型後見人に向けた実務研修の場とする。社会貢献型後見人の受任が可能となる場合には、後見監督人を受任していく。

### 【年次計画】

事業目標	25年度	26年度
○地域福祉権利擁護事業の利用件数の拡大 24年度末 78件 目標 100件	○利用件数拡大 拡大件数 2件 合計 80件	○利用件数拡大 拡大件数 5件 合計 85件
○生活支援員の増員 24年度末 20人 目標 30人	○生活支援員増員 増員数 2人 合計 22人	○生活支援員増員 増員数 2人 合計 24人
○高齢者等、障がい者に向けた啓発事業・講座の開催	○説明会開催	○説明会開催
○法人後見の受任拡大 24年度末 4件 目標 10件	○法人後見受任件数 受任件数増 1件 合計 5件	○法人後見受任件数 受任件数増 2件 合計 7件
○後見支援員の配置 24年度末 0 目標 4名		○後見支援員の配置 新規設置 2名 合計 2名

27年度	28年度	29年度
○利用件数拡大 拡大件数 5件 合計 90件	○利用件数拡大 拡大件数 5件 合計 95件	○利用件数拡大 拡大件数 5件 合計 100件
○生活支援員増員 増員数 2人 合計 26人	○生活支援員増員 増員数 2人 合計 28人	○生活支援員増員 増員数 2人 合計 30人
○説明会開催	○説明会開催	○説明会開催
○法人後見受任件数 受任件数増 2件 合計 9件	○法人後見受任件数 受任件数増 1件 合計 10件	○法人後見受任件数 合計 10件
○後見支援員の配置 合計 2名	○後見支援員の配置 新規設置 2名 合計 4名	○後見支援員の配置 合計 4名

## Ⅱ 地域でいつまでも暮らし続けられるための取り組み

### (2) 障がいのある人の親なきあとの地域生活支援

#### 【現状と課題】

- 平成15年度、障がいのある人の自己選択・自己決定を前提にした支援費制度がスタート、平成18年度には障害者自立支援法、平成25年度からは障害者総合支援法に変わり、障がいのある人々が地域で暮らしていくための法律や制度面での整備が図られた。
- 荒川区では、心身障害児者福祉連合会の長年の取り組みもあり、「スクラムあらかわ」を誘致、トワイライト、ショートステイ、ケアホームなどのサービスができ、親や家族の介護を支援し、障がいのある人の在宅生活の継続に対するサポートが充実した。また、親なきあとの施策として、平成25年度にグループホーム等の設置や成年後見制度の利用を促進することを掲げている。さらに、荒川区自治総合研究所の「親なきあとの支援に関する研究プロジェクト」で、親なきあとの障がいのある人の支援や親の不安を軽減するための施策について、提言を策定中である。
- 社会福祉協議会は、昭和61年度より「あらかわ希望の家」の運営、おもちゃ図書館やガイドヘルパー派遣事業、障がい者福祉団体や施設への助成事業、平成9年度に障害者福祉会館の運営、平成15年度に障害者就労支援事業の受託、平成19年度からは荒川生活実習所、荒川福祉作業所の運営を受託するなど、行政とパートナーシップをとり、様々な障がい者福祉事業に取り組んでいる。
- 障害者就労支援センターは、障がいのある人々が一般企業に就労できるように企業の開拓、相談支援を行う共に、職員によるモーニングコール、健康管理、食生活、身だしなみの点検など登録者の日々の生活支援や会社との関係調整など、新規就労の支援とともに就労を継続していくための支援に力を入れてきた。登録者も、出勤前や帰り仕事のない日に来訪し、職場の人間関係、友人関係、金銭管理、余暇や健康など暮らしに関わる話や悩みを職員に相談することにより、安心して仕事が続けられている状況である。
- 障がいのある人の地域生活を支えていくには、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度が重要な役割を果たす。しかし、これらについては、障がいのある人や家族にまだ十分理解されておらず、制度の内容、利用の仕方などを周知し利用の促進を図る必要がある。
- 指定管理を行う障がい者施設（生活介護・作業所）の利用者の多くは親と一緒に暮らし、安定した在宅生活ができているが、そこで果たす親の役割は大きい。親なきあとにも不自由や混乱なく地域で暮らし続けられるためには、利用者の日々の暮らしや親がどんな役割を担っているかなど生活全般を職員が把握し、相談支援にあたっていく必要がある。
- 横浜市では親なきあとの支援策として、「後見的支援制度」を実施。日常生活の見まもりを行い、将来の希望や不安などの相談を受け、その人が願う地域での暮らしが実現できる方法を一緒に考え、将来は成年後見制度につなげるというしくみである。

#### 【事業の方向】

障がいのある人達が親なきあと、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、荒川区が今後実施していく公的な支援策に対応し、社会福祉協議会として必要な取り組みを行うとともに、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用促進に向け情報提供や相談をすすめる。

また、福祉サービスや制度面での支援とともに、日々の暮らしに関わる仕事や健康、友達関係、近隣とのつながりなど、日常的な生活を支える支援も重要な課題となってくる。そのため、社会福祉協議会が実施している障がい者福祉事業や運営する施設など障がいのある人に関わる職員が、サービスや施設利用時だけではなく、障がいのある人や家族の生活全般を把握し、必要な時には相談支援ができるようにしていく。

### 【具体的な事業】

- ① 自治総合研究所の「親なきあとの支援に関する研究プロジェクト」提言や区の支援策に沿って、「障がいのある人の親なきあとの地域生活支援」について検討し、社会福祉協議会が取り組む分野において、具体的な支援策を実施する。
- ② 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度について、障がいのある人にとっての必要性等について具体的に説明や相談を行い、障がいのある人の利用を促進する。
- ③ 横浜市の「後見的支援制度」を参考に、障がいのある人の地域生活を支える新たなみまもりシステムについて検討を行う。
- ④ 指定管理施設や障がい者福祉事業セクションにおいて、支援のあり方について職員プロジェクトチームをつくり検討する。また施設に障がいのある人の保護者が気軽に集まり、日々の生活や将来を見据えての準備について懇談ができるサロンを開催する。

### 【年次計画】

事業目標	25年度	26年度
○行政施策との連携  ○地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用推進 ○新たな支えのシステムづくり ○職員プロジェクトチームでの検討 ○施設での保護者サロンづくり	○啓発・利用相談支援  ○先進自治体の取り組みを調査 ○職員プロジェクトチームでの検討	○新たな取り組みの検討   ○職員プロジェクトチームでの検討 ○保護者サロンの設置
27年度	28年度	29年度
○新たな取り組みの実施		

### Ⅲ. 一人ひとりの力を生かした地域づくり

#### (1) ボランティアセンターの拡充

##### 【現状と課題】

- 荒川ボランティアセンターは、ボランティアをしたいと希望する人とボランティアの手を必要とする人々や施設等のコーディネート、区内外のボランティア・市民活動に関わる情報の提供、地域のニーズに合わせたボランティアプログラムの開発と担い手であるボランティアの育成、広くボランティア活動・市民活動に関心をもち活動を促進するための啓発事業、区内で活動するNPO・ボランティア団体との連携と支援、誰もが地域の一員として認められる包摂社会をつくるための福祉教育などに取り組んできた。
- 荒川ボランティアセンターの特徴は、地域ネットワーク課のなかにあることで、区内の団体や福祉施設等との日常的な接点を持つことができ地域密着型活動との連携がとりやすいというメリットがあり、町会・自治会、民生委員児童委員、高齢者クラブなどと協働し、「ふれあい絆・活サロン」活動をはじめ様々な地域福祉活動を展開してきた。
- 一方ボランティアセンターが社会福祉協議会の組織と一体となっているため、存在が見えにくいという側面を持つ。地縁的な団体に属さない区民の中から、より多くの人々にボランティアとして様々な活動に参加してもらうためには、ボランティアセンターの存在や活動の様子を、もっと住民から見える存在にしてい、「見える化」を図ることが必要である。
- ボランティアセンターが地域の新たなニーズをつかみ、その解決に向けボランティア育成と支援の新たなシステムづくりに取り組んだ事例が、傾聴ボランティアの活動である。民生委員児童委員の調査により、ひとり暮らし高齢者の話し相手の必要性が浮き彫りとなり、平成13年度から「傾聴ボランティア養成講座」を実施、翌年に講座修了者が傾聴ボランティア「ダンボの会」を立ち上げ、ボランティアセンターのコーディネートのもと、ひとり暮らしの高齢者や心の病をもつ人に対しふたり一組で戸別訪問を行い、地域からの孤立を防止し見守る活動として発展している。
- 区内に本拠を置くNPO法人は平成24年度現在62法人で、そのうちボランティアセンターと接点があるのは約1/3であり、NPO法人の活動状況を十分に把握できていない。多様なミッションを持って活動しているNPO法人の活動状況を調査することにより、今後の連携や支援のあり方について検討する。
- 平成24年度より、ボランティア団体や地域団体が活動推進のために行う講演会や講座の開催、ホームページの開設などの広報活動、そして新たな地域福祉活動の立ち上げを支援するといった、地域福祉活動助成金を創設し、ボランティア・地域福祉活動の新たな広がり支援する取り組みをスタートさせた。
- 3. 11東日本大震災の支援活動をより多くの住民によびかけ、募金活動、支援物資の送付など、被災地のニーズに合わせて取り組んできた。特に、友好交流都市釜石市民の活動を応援する「釜石市民元気応援プロジェクト」は、明確な支援メッセージが区民の共感を呼び大きな支援活動となった。これにより、今まで付き合いのなかった様々な団体や企業などとのつながりができている。今後、こうした様々な団体とのつながりを生かし、変化する課題に迅速かつ柔軟に取り組んでいくことが、ボランティアセンターの活性化に結びつくものと考えられる。

##### 【事業の方向】

町会・自治会など地域密着型団体や住民とともに、福祉・国際・環境・文化などのテーマでボランティア活動・市民活動に取り組んでいる団体や個人など、様々な人々との協働と連携をすすめるボランティアセンターをめざしていく。

そのためには、まずボランティアセンターの存在、活動内容など具体的な動きが、多く

の区民に理解され注目されるよう、あらゆる面から「見える化」をすすめる。同時に新たな地域ニーズを掘り起こし、必要なボランティアプログラムの開発や各種講座を住民、ボランティアと一緒に取り組んでいく。

さらに、区内で活動する様々な団体との連携をすすめるため、地域福祉活動助成を通してボランティア団体や地域活動団体を支援するとともに、区内のNPO団体の調査を行い、これまで接点のなかったNPO団体との交流や連携を実現し、新たな地域ネットワークの構築を図る。

### 【具体的な事業】

- ① ボランティアセンターの日常的な活動の「見える化」を図る。
  - ・ボランティアコーディネート情報ボードを作成し、ボランティアセンターやWEB上で公開する。
  - ・ボランティア団体、NPO団体等のデータベースの作成と情報交換、交流の実施。
  - ・『社協だより』『あらんてあ』などを活用し、ボランティア活動をしている人々、団体の活動を紹介。
- ② 新たなニーズに対応するためのボランティアプログラムづくりと養成講座の実施。
- ③ ボランティア・NPO団体等の活動を支援する地域福祉活動助成の対象者拡大。
- ④ 区内のNPO法人の活動内容とニーズの把握、連携を図るために実態調査を実施

### 【年次計画】

事業目標	25年度	26年度
○ボランティアセンターの「見える化」を図る	○ボランティア情報ボードの構 想策定、データ調査、登録団 体のデータ再調査	○ボランティア情報ボードの作 成、団体データベースの作成
○新たな活動プログラム作成と 養成講座の実施	○新たな地域ニーズに関する調 査	○新たな活動プログラム作成と 養成講座の実施
○地域福祉活動助成の実施	○地域福祉活動助成の募集実施	○対象者の拡大
○NPO法人実態調査と新たな ネットワークの構築	○区内NPO法人実態調査	○NPO法人調査のまとめ 情報交換会の実施

27年度	28年度	29年度
○ボランティア情報ボードを 随時更新		
○区内NPO法人との情報交換 の定期化		

### Ⅲ. 一人ひとりの力を生かした地域づくり

#### (2) 福祉教育の推進

##### 【現状と課題】

- 社会福祉協議会では、昭和63年度からボランティア活動に興味を持つ青少年・社会人に活動の場を提供し、多くの人たちとの交流を通じて新たな自分を発見してもらうことを目的に、「サマーボランティアスクール」を開催してきた。当初は中学生の参加が多かったが、平成18年以降小学生の参加が増加し、現在は小学生から成人まで幅の広い層が参加している。
- 学校における福祉・ボランティア体験学習について、ボランティアセンター、アクロスあらかわ、障がいのある当事者団体等より取り組まれてきた。児童にとって、障がいのある人々や高齢者、地域住民との出会いと交流は、地域で共に支えあって暮らすことの大切さを学ぶ機会となり、より多くの学校で取り組まれることが望ましい。そのため、小中学校との連携が重要となる。また、学校での取り組みにあたっては、担当する先生に福祉・ボランティア体験学習を理解してもらうことが必要であり、福祉教育を担当する教員などを対象に、毎年「ボランティア・福祉教育研修会」を城北4区のボランティアセンターの共催で実施している。
- 企業の社会貢献活動やボランティア体験については、東京ボランティア・市民活動センター経由での依頼があり、区内福祉施設や当事者団体等の意向を調整し取り組んでいる。一方、一般社会人が土日や夜間にボランティア体験できる機会は現在ないため、社会人が体験できるプログラムなどの開発が必要である。
- 住民を対象とした学習機会としては、ボランティア体験のほか、その時期に関心の高い事項をテーマにして、映画会、コンサート、報告会など気軽に参加できる地域啓発プログラムを実施してきた。この間、様々な介護の取り組みを紹介した映画「ただいま、それぞれの居場所」と柴田トヨさんの詩の朗読や、災害支援活動の報告会などに多くの区民の参加があり、今後もその時々々のタイムリーなテーマをもとに実施していく。
- 福祉施設においては、ボランティアの参加により、障がいのある人や高齢者など施設の利用者が様々な人と接する機会が増え、利用者にとって豊かな体験できるという面で重要である。一方、ボランティア体験者にとっても、障がいのある人や要介護の高齢者の日常生活を知り、自分の力が活かされる体験ができ、互いに支えあうことの大切さを学ぶ良い機会となる。施設がボランティアを有効に生かすためには、施設職員の意識づくりが重要であり、城北4区のボランティアセンターの共催で研修会を実施している。

##### 【事業の方向】

「福祉教育」の意義は、ボランティア体験を通し、様々な人と出会い交流する中で、一人ひとりの違いに気づき、地域の中ですべての人々がかけがえのない存在として尊ばれ、共に支えあって暮らすことの重要性を実感できることにある。

次代を担う子どもたちに対しては福祉の学びの支援であり、住民の方々の場合は地域福祉に関心をもってもらい、地域の福祉力を高めるといった視点からその効果をとらえることができる。

子どもたちを対象とした福祉教育では、区内の小中学校と連携をして取り組むことが大切であり、授業のカリキュラムとして取り入れやすい具体的なプログラム「心のバリアフリー教室」を提案し実施する。

### 【具体的な事業】

- ① 福祉教育プログラム「心のバリアフリー教室」の実施。
  - ・ボランティアセンターとアクロスあらかわ、障がいや高齢者の当事者団体、NPO等と協働で取り組む。
  - ・区内小中学校の校長会を通し、プログラムを紹介し広く学校の授業の中に組み込んでもらい実施する。
  - ・体験を通し学んだことを発表する機会を設ける。
- ② 「心のバリアフリー教室」の先生を担う当事者団体の人々と一緒に、より子どもたちにわかりやすい魅力ある授業を行うための教材やカリキュラムづくりに取り組む。
- ③ 福祉教育プログラムを学校で積極的にすすめてもらうため、研修会を実施する。
- ④ より多くの住民を対象に地域啓発講座を実施する。さらに、地域活動を担っている住民ボランティア、NPO、企業等を対象に福祉講座を実施する。
- ⑤ 福祉施設で体験ボランティアの受入をする。地域住民、企業新任社員研修、教員免許法の特例による介護等体験生の受入、荒川区が実施している勤労留学（職場体験）、等を積極的に受け入れる。

### 【年次計画】

事業目標	25年度	26年度
○「心のバリアフリー教室」の実施 ○教材とカリキュラムづくり	○小学校校長会を通し、各学校へ呼びかけを行い実施	○前年度の実施評価を行い、改善した内容で実施 ○教材とカリキュラムづくりのための懇談会開催 新しいカリキュラム作成
○福祉教育の担い手の研修会開催	○福祉教育の担い手の研修会開催	
○地域啓発講座・福祉講座の実施	○地域啓発講座・福祉講座の実施	
○福祉施設での体験ボランティア受け入れ	○福祉施設での体験ボランティア受け入れ	

27年度	28年度	29年度



## IV. 大震災に備えた取り組み

### (1) 災害ボランティアセンター強化に向けた取り組み

#### 【現状と課題】

- 阪神・淡路大震災では都市部での直下地震が与える災害が明らかになるとともに、全国各地から被災者支援に駆け付けたボランティアの活動が注目され、ボランティア元年とも言われている。ボランティア活動に参加した人は一日平均2万人超、3ヶ月間で延べ117万人となる。その後の大規模な災害時には、ボランティア、NPO等の支援活動が被災地の復旧、被災住民への個別支援などに大きな役割を担ってきた。3.11東日本大震災の発災時にも、全国各地、海外からも多くのボランティア・NPO等の支援があり、それらの力を活かすためにはコーディネーターが重要なことから、災害ボランティアセンターの重要性が明確になった。
- 社会福祉協議会では、釜石市や南三陸町の災害ボランティアセンターに職員派遣を行い、災害ボランティアセンターの運営や、大学、地域団体、NPO、ボランティア団体との連携、住民同士の支援体制などを学んだ。また、釜石市のボランティアセンターの立ち上げを支援した新潟県柏崎市社会福祉協議会にもヒアリングに出向き、従来の想定を踏まえたマニュアルでは対応できないこと、想定外の事態に素早く判断し行動できる力をもった職員の育成が必要であること等の情報を得た。
- 荒川区による地域防災計画を見直の中で、災害ボランティアセンター設置の手順や区と社会福祉協議会の役割が具体的に検討され、災害ボランティアセンターの設置場所として3施設が明示され、被災状況に合わせて決定できることになった。
- 災害ボランティアセンターに関しては、①大震災発生前の取り組み、②緊急期（発生直後数週間）の取り組み、③復旧活動期の取り組みに分けて、具体的な指針づくりをすすめていく。また、外部から支援が届くまでの緊急期に備え、区内での災害ボランティアの育成、ライフライン途絶時の情報提供手段の確保などを具体的に検討する。
- ボランティアを効果的に受け入れていくためには、平時から災害支援のNPOなどボランティア団体と交流を行い、様々な団体が活動しやすい状況を整備していくことも重要な要素となる。
- 社会福祉協議会の緊急時対応として、震度5弱の地震発生で職員が参集、個別支援事業の運営等の対応にあたる。震度5強の場合、災害対策本部の決定により災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者の支援等にあたることとする。
- 平成24年6月に、友好交流都市である釜石市社会福祉協議会と「災害時相互応援協定」を締結し、相互に社協・市民レベルで支援し合うこととなる。
- 被災時には周辺自治体との連携が必要なことから、平時から近隣のボランティアセンターとの情報交換をすすめるとともに、文京区・台東区・北区・荒川区の4区のボランティアセンター間での「災害時相互協力協定」の締結を協議する。
- 平成15年度からスタートしたユニバーサルウォークは、「防災まちあるき」をテーマに、町会・自治会役員、民生委員児童委員、ボランティア、福祉関係者がリーダーになり、子どもから高齢者、障がいのある人々などが一緒に歩き、防災体験を行っている。こうした取り組みを通して、災害時の相互協力のあり方や対応方法を体験するとともに、外部からのボランティアによる支援の受け入れ方を学び、区民の「防災力」「受援力」を向上させていくことも重要な課題である。

#### 【事業の方向】

- 荒川区に災害が発生した場合に、荒川区と一緒に災害ボランティアセンターを立ち上げ、より多くの災害ボランティアの受け入れを行い、被災者に必要な支援を行えるように、
- ①大震災発生前の取り組み、②緊急期（発生直後数週間）の取り組み、③復旧活動期の取り

組みに分けて、災害ボランティアセンター運営の指針づくりをする。

外部から支援が届きにくい緊急期に備え、区内での災害ボランティアの育成、ライフライン途絶時の情報提供手段の確保などを具体的に進めていくことと同時に、平時から、区内外の様々な団体、NPOとのネットワークづくりを行い、災害時に連携を図れるように準備を進める。

また、災害ボランティアを活かせるように地域の「受援力」を高める取り組みを行う。

### 【具体的な事業】

- ① 災害ボランティアセンターの立ち上げ運営のための指針(ガイドライン)づくり  
大震災発生前、緊急期(発生直後数週間)、復旧活動期の取り組みに分けて、発災時間や時期、被災状況により柔軟に対応ができるよう、運営のあり方や方法について、考え方の筋道を具体的に示す。
- ② 釜石市社会福祉協議会との災害時相互応援協定に基づき、協力の第一弾として、被災していない社会福祉協議会がウェブサイトを使い、被災した地域の状況や災害ボランティアセンターの立ち上げ、ボランティアの受け入れ等の情報を掲載できるように、事前準備に関し協議をすすめる。また、荒川区周辺の文京区・台東区・北区のボランティアセンターとの間で「災害時相互協力協定」を締結し、被災時の情報共有や応援、区境被災者の相互支援などの円滑な対応をめざす。
- ③ ボランティア個人・団体登録時に、災害ボランティアセンターへの協力の有無を確認し、協力を得られる団体、個人については、災害発生時の状況について情報共有を図るための研修等を積み上げるとともに、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を実施する。
- ④ 災害ボランティアセンターについて、町会、自治会、民生委員児童委員、ボランティア・NPOなどと情報共有をすると共に、地域団体、ボランティア団体等を対象に「受援力」を高めるための啓発事業や懇談会を実施する。

### 【年次計画】

事業目標	25年度	26年度
○災害ボランティアセンター指針づくり ○災害時相互応援協定の推進と協力の具体化 ○災害ボランティア登録推進と習熟 ○啓発事業・地域懇談会	○対応指針の検討・作成 ○釜石市との協力の具体化 城北ブロック災害時応援協定の締結 ○登録の推進 ○ユニバーサルウォークリーダー研修	○区内団体への説明周知 ○研修会、立ち上げ訓練実施 ○地域懇談会の実施
	27年度	28年度
		29年度

### (2) 被災時における要援護者支援の取り組み

#### 【現状と課題】

- 現在社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業、にこにこサービス、ガイドヘルプサービス、ファミリーサポートセンター、障がい者就労支援事業、手話通訳派遣事業、傾聴ボランティア事業において、支援者の協力により要援護者を対象に個別支援を行っている。
- 日々の支援活動については、パソコン上で管理しており、大災害発生による長期間の停電などの場合、データが使用できない状況が考えられる。
- 支援活動中に災害が起きた場合、ガイドヘルパーや協力会員などそれぞれの支援者が利用者とともにその場でどういう行動をとるべきか、明確にさだめられていない。東日本大震災の被災地ではヘルパーが利用者宅に安否確認に向かい、津波で命を落としたという事例があるほか、災害発生により利用者もしくは支援者が負傷するなどの状況も想定される。そのため、災害発生時にどのように支援を続けるか、どの時点で支援を終了するのか等の考え方をまとめていく必要がある。
- さらに、災害発生時において、各事業の対象となっている要援護者に対して、どのような支援が可能かについて、あらかじめ検討を行っていく必要がある。
- 3. 1 1 東日本大震災では、必要に応じ職員が各利用者に対して、電話での安否確認・支援を行った。しかしながら、その規模を上回る大震災が起きた場合には、電話などインフラの不通、職員や支援者の被災なども考えられ、安否確認や支援をどのように行っていくか課題となっている。
- 災害時に援護を必要とする人には、障がいのある人、要介護高齢者だけではなく、子育て中の親子、妊婦、外国籍の人々なども対象となる。要援護者支援を行っていくには、専門的な分野での活動を行う、ボランティアやNPO団体との連携を図ることが必要である。

#### 【事業の方向】

活動中の災害発生時に、ガイドヘルパーや協力会員などの支援者がどのような行動をとったらよいかについて検討する場を設け、社会福祉協議会・支援者間の共通理解を図る。そのうえで、支援者が活動中にどのように対応するかの方角性を示すものとして「支援者行動指針」を策定し、利用者・支援者に対し周知を図る。

災害時の利用者支援については、災害発生を事務所開所時とそれ以外の時間帯に分け、支援体制の取り方、安否確認や支援に関する「利用者支援指針」を作成し、職員間や支援者等の間で認識の共有化を図る。

#### 【具体的な事業】

- ① 災害発生時に、その時点における支援活動の状況が把握できるよう対策を行う。
  - ・ 停電になった場合に備え、日々の活動状況をパソコンからプリントアウトし、職員間での情報の共有を図る。
  - ・ 利用者、支援者の台帳等を電子媒体として保管するとともに、緊急連絡先、常時薬など避

難先等で最低限必要な情報を記載した一覧表としてプリントアウトし保管する。

② 災害発生時の「支援者の行動指針」づくりと周知。

- ・活動中に災害が発生した場合、利用者そしてガイドヘルパーや協力会員などの支援者自身の命と安全を守るためにはどんな行動が必要か、一定の状況を想定したケース検討の方式で支援者自身に考えてもらい、意見交換を行う。
- ・それを踏まえ、支援者とともに「支援者の行動指針」を策定していく。
- ・策定後は利用者・家族及び支援者に対し「支援者行動指針」を周知するとともに、「行動指針」をもとに、実際の状況の中で支援者自身が具体的行動を決定するために必要となることは何かなどについて、共通認識をつくる。
- ・「災害用伝言板」等の方法を使い、居場所等の連絡を可能な限り行うよう周知する。

③ 災害発生時の「利用者支援のための指針」づくり

- ・災害の発生を事務所開所時とそれ以外の時間帯に分けて、緊急支援体制や安否確認等の実施に関する指針を作成していく。
- ・職員だけでは対応が難しいことが想定されるため、支援者の協力を得る具体的方法を検討する。

**【年次計画】**

事業目標	25年度	26年度
○活動状況データの保管	○データ保管の検討と実施	
○活動中に災害が発生した場合の「行動指針」づくり 災害用伝言板の活用	○「行動指針」づくりの検討会設置 災害用伝言板の活用準備	○「行動指針」の作成 支援者、利用者への周知
○災害発生時の「利用者支援のための指針」づくり	○「利用者支援指針」づくりの検討会設置	○「利用者支援指針」の作成 支援者への周知と災害時協力登録の推進

27年度	28年度	29年度

## IV. 大震災に備えた取り組み

### (3) 被災時における施設利用者の支援と福祉避難所の取り組み

#### 【現状と課題】

- 災害発生時の避難所生活において、要介護の高齢者・重度の障がい者は通常の避難所では生活が難しく、これまで多くの課題が指摘されてきた。
- 社会福祉協議会では、3. 1 1 東日本大震災の被災地支援の一つとして、釜石市福祉避難所へ職員を派遣するとともに、被災地での障がいのある人の避難の状況等の情報を収集し、被災地の要援護者の状況把握に努めてきた。
- 荒川区による地域防災計画の見直しの中で、これまで必要がある場合に第二次避難所として設置するとしてきた福祉避難所について、第一次避難所とともに当初から福祉避難所を設置することにし、高齢者施設や障がい者施設、コミュニティ施設など28か所が指定された。
- 社会福祉協議会が指定管理で運営している、高齢者施設3か所、障がい者施設4か所も福祉避難所に指定されており、実際に福祉避難所として運営するための準備や運営方法の検討が求められている。
- 一方、大災害が施設開所時間内に発生した場合には、施設利用者の安全を確保することは勿論、施設内での一時的な生活支援も必要と考えられる。3. 1 1 東日本大震災の時も、障がい者施設では家庭に親兄弟が帰宅できない利用者を、施設内で宿泊させ安全を確保した。
- 施設開所時に大災害が発生した場合、利用者の送迎、安全確保、一時的な生活支援等について、具体的な行動指針の策定が必要である。

#### 【事業の方向】

大災害発生時には、バリアフリーや車いすトイレなど要援護者が生活しやすい施設環境が整い、高齢者や障がい者の支援等を担当する職員がいる指定管理施設7か所を福祉避難所として運営していくため、必要な備蓄物品を確保するとともに、運営の指針を施設ごとに検討を行う。

また、施設開所時に大災害が発生した場合には、施設利用者の安全確保と一定の期間生活支援を行うことが必要となる。そのため、利用者支援から福祉避難所開設にいたる行動指針の検討を行う。

#### 【具体的な事業】

##### ① 福祉避難所対象者の名簿確認

荒川区が作成する対象者名簿により、対象者の状況を把握し、福祉避難所での支援を的確かつ速やかに行えるよう準備する。特に施設利用者が福祉避難所対象者である場合には、日中以外の利用者の状態や介護上の留意点等を家族等から聞き取り、把握するよう努める。

##### ② 備蓄物品の確保

福祉避難所として必要な物品について、区と調整の上備蓄する。食料、飲料水、毛布等の

他、要援護者に配慮した介護用品や対象者に応じた特殊な備蓄品についても検討する。また、電動車椅子、携帯電話等の充電のための小型発電機の確保も必要と考えられる。

③ 運営指針の検討

福祉避難所の運営方法について、避難者の生活スペースのつくり方、一緒に避難する家族と職員の役割分担など、避難所運営の具体的な考え方を運営指針としてまとめる。

④ 緊急時施設行動指針の策定

施設開所時に震度5強以上の大地震が発生したばあい等を想定し、利用者の安全確保や一時的な生活支援のあり方と福祉避難所への移行についてまとめた、緊急時施設行動指針を策定する。

**【年次計画】**

事業目標	25年度	26年度
○福祉避難所対象者名簿にもとづいた調査		○名簿に基づく調査
○備蓄物品の確保	○備蓄物品リストアップと備蓄の要請	○備蓄リストの整備 備蓄物品の補充・管理
○福祉避難所運営指針の検討	○運営指針の検討	○運営指針の策定
○緊急時施設行動指針の策定	○行動指針の検討	○行動指針の策定

27年度	28年度	29年度

## V. より多くの人々のつながりをつくるために

### (1) 区民が求める情報提供のあり方、必要な情報を必要な人々に届けるしくみづくり

#### 【現状と課題】

- 現在、社会福祉協議会では、『社協だより』『あらんてあ』『こどもあらんてあ』、各施設・部署での情報紙などの印刷物、インターネット上ではウェブサイトにより、情報提供活動を行っている。
- 『社協だより』は社会福祉協議会の広報紙として、年5回発行（5月、7月、10月、12月、2月）。12月は2ページ、他は4ページで、新聞折り込みで区民に配布している。発行月は決めているが、日にちは定期とはなっていない。社協事業のお知らせ、年度事業計画、予算決算報告、寄付の掲載などの記事が中心。
- 『あらんてあ』は、ボランティア情報誌として、毎月発行。イベント、ボランティア募集、助成金、ふれあい絆・活サロン、「ふらっと・フラット」などの情報を掲載。公的施設だけでなく、理美容店、銭湯、クリーニング店、飲食店など「福祉協力店」を通じて配布している。
- 『こどもあらんてあ』は、主に小学生を対象としたボランティア情報誌で、年4回区内の全小学校で児童に配布。「川の手まつり」「サマーボランティアスクール」「あらかわ福祉まつり」「ユニバーサルウォーク」などの紹介、体験イベントへの参加募集、バリアフリーの紹介などの福祉関係情報を掲載している。
- 各施設・事業毎に情報紙を発行。毎月、年1回と発行回数はそれぞれ。登録会員、利用者・家族、関係機関に配布。
- ウェブサイト（ホームページ）は事業案内等の情報を掲載している。適宜更新をしているが、表示等がないため何が更新されたのかよくわからない状況がある。現在のウェブサイトでは、読んだ方の感想等を書き込むことができない。
- フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスでの情報提供は、双方向での意見交換が期待できるが、現在は手がけていない。
- 広報媒体をより多くの人々に知ってもらうひとつの方法として、『社協だより』への広告掲載をこれまで検討してきた。しかし、広告を安定的に得るためには、定期的な発行や記事内容の向上など、『社協だより』が広告掲載者にとっても魅力のあるものにしていく必要がある。

#### 【事業の方向】

これまでの情報媒体と掲載記事を整理し、それぞれ情報媒体の特徴を活かした配付対象と記事内容に変更、伝えたい情報を伝えたい人々に届ける広報システムにしていく。

現行、年5回発行している『社協だより』を隔月の年6回定期発行とし、区民や団体、企業などが取り組んでいる地域福祉活動の紹介をメインの記事とし、区民による地域福祉活動、ボランティア活動の活性化を図っていく。また、広告掲載を行うことにより、収入の増加を図るとともに、広範囲の人に関心を持ってもらう一助としていく。

#### 【具体的な事業】

- ① 『社協だより』は、区民等のボランティア活動、地域福祉活動を紹介し啓発する媒体と位置づけ、年6回隔月に定期発行する。（奇数月の15日に発行）

- ② 『あらんてあ』は、ボランティア活動の総合誌とし、ボランティア活動、地域福祉活動を推進するための各種情報を提供する。
- ③ にこにこサポート、ファミリーサポートの会員向け情報紙は、協力会員をサポートする情報紙と位置づけ、会員の活動の様子などを掲載し、協力会員の情報交流の役割を担う。
- ④ ウェブサイトは、一義的には幅広い社協情報を提供する情報公開の手段と位置づけ、社協が発行するすべての情報紙（施設も含む）、規程、手続き書類、月報等を閲覧、入手可能な場とする。一方、お知らせ等の情報だけでなく、事業を担当する職員が直接行事等を紹介するコーナーを設け、親しみやすい情報の発信を行う。
- ⑤ フェイスブック等のソーシャルネットワークサービスは、区内の地域福祉活動を若者に伝える『社協だより』の若者バージョンと位置づけ、リアルタイムで気軽に情報発信し、受信できるシステムとする。
- ⑥ 『社協だより』に有料広告を掲載し、より広範囲の方々に注目されるようにする。

### 【年次計画】

事業目標	25年度	26年度
○社協だよりの年6回発行	○年5回の発行の定期化 (発行日の固定)	○年6回定期的発行
○ウェブサイトの改善	○更新・新規項目に「NEW」を付ける	○読みやすいウェブにするため、 デザインを変更
○社協資料等のウェブサイト掲載	○掲載する資料の選定 順次掲載	「職員の業務日記」コーナーを新設
○フェイスブックで情報提供	○フェイスブック開設	○情報掲載、活用
○『社協だより』への広告掲載	○調査・検討	○広告の募集、広告掲載

27年度	28年度	29年度